生徒・保護者の皆さま

令和２年６月２２日
校　長　勝野　能光

おおさわ学園三鷹市立第七中学校　部活動再開計画

１　再開の前提となる条件

(1)　感染防止対策・事故防止対策の徹底を最優先し、徹底を図ることのできる「活動規模」「活動日数」「活動時間」「指導体制」を設定し、段階的に活動再開を行う。

ア　「３密」の回避(活動前後の更衣等も含む)
　基本的には更衣はしない。活動後更衣を希望する生徒は、顧問の指示で更衣する。
イ　共用するものの消毒
ウ　活動前の健康チェック
エ　活動前中後の手洗い等
オ　長期にわたる活動停止後の再開であることを踏まえた練習計画の整備

(2)　部活動再開ガイドラインを示し、保護者の承諾の下で活動する。

２　実施方法

(1)　段階的に再開する。

期	段階
第Ⅰ期(6 月 22 日～7 月 1 日) 【レベル１】	・平日のみ１日 60 分以内 × 週２回以内 ・１年生は仮入部期間とする。 ・準備運動やストレッチにより多くの時間をかける。 ・ランニング、筋トレなど基礎体力作り中心。 ・原則として用具・器具は使用しない。 ※23 日（火）部活動ごとに部会を設定し説明会議等の関係で実質の活動日は 29 日（月）１日（水）
第Ⅱ期(7 月 13 日～7 月 20 日) 【レベル２】	・平日のみ１日 90 分以内 × 週２回以内 ・１年生は「仮入部期間」とする。 ・用具・器具を使用した活動に徐々に移行。 ・個人でできる練習中心。接触のある活動は避ける。
第Ⅲ期(7 月 21 日～7 月 31 日) 【レベル３】	・１日 120 分以内 × 週３回以内 ・３年生が授業のため、活動は午後のみ ・感染防止対策を徹底して、実戦的な練習に移行。 ・三鷹市内での対外練習可。

(2)　「レベル」の移行や活動の可否は運営委員会で判断する。
(3)　生徒が密にならないように活動日・活動場所を分ける。
(4)　部ごとに時差を設け、「密」を避けて下校させる。
(5)　１年生は第Ⅰ期～第Ⅱ期「は仮入部」とする。
(6)　三鷹市外との対外練習は８月以降とする。

生徒・保護者の皆さま

令和２年６月２２日
校　長　勝野　能光

おおさわ学園三鷹市立第七中学校　部活動再開ガイドライン

１　基本的な考え方

⑴　生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。

⑵　活動の際は必ず教員が立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、立ち会うことができない場合は活動しない。

⑶　感染防止対策をとり、活動時間や活動場所に十分留意して実施する。

ア　活動の前後の手洗いを励行し、タオル、ハンカチ、水筒等は個人持ちとし、生徒間で使い回しをしない。

イ　屋内で活動する場合は「３密」を避けるため、人数を絞った活動とし、更衣室も含めて制限人数を設定するとともに、換気を徹底する。また、生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、スイッチ、手すり等)は適宜消毒をして衛生環境を徹底する。

ウ　活動中は一人一人の間隔を 2m 以上空けることとし、生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏する活動などについては、間隔を空けて行うことができる活動に変更する。

エ　活動中のハイタッチや握手、近距離での会話は控える。

オ　臨時休校期間中の運動不足を考慮し準備運動を十分に行い、運動強度は段階的に高めるとともに、熱中症事故放防止についても適切な措置を講ずる。

カ　身体活動を伴う部活動は、以下の条件下ではマスクの着用を必要としない。

〈屋外〉　一人一人の間隔を 2m 以上(１列縦隊のランニングでは 4m 以上)開けて行うことができる場合

〈屋内〉　換気を適切に実施した上で間隔を 2m 以上開けて行うことがでる場合

⑷　対外的な練習試合等は７月 21 日以降とし、上記⑴~⑶の内容を慎重に考慮して実施する。

２　指導上の留意事項

⑴ 活動開始まで

ア　活動前の手洗いを徹底する。

イ　体調不良の場合は、原則見学せず保護者連絡のもと下校する。

ウ　活動中、体調が悪い場合はすぐに申し出る。

⑵　活動中

ア　集合整列する場面を少なくする。集まる場合は互いに十分に距離をとる。

イ　準備運動や整理運動はペアにならずに一人で行う。

ウ　集団でのランニングはさける。走る場合も周囲との距離をとる。

エ　大きな掛け声やあいさつ、向かい合っての発声はさける。

オ　密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面をできる限り減らす。

カ　熱中症防止のため、一定の距離を確保するなど、極力、マスクを着用せずに活動できる工夫を図る。

キ　できるかぎり道具等の生徒の使い回しを避ける。　共用を避けるのが難しいものについては、部活動終了後の手洗いをするよう徹底する。

ク　他人の持ち物には触らないように指導する。
⑶　活動終了から下校まで
ア　活動後の手洗いうがいを徹底する。
イ　部活動ごとの時間差下校とし、密を避ける。
⑷　教員が行うこと
ア　部活動開始前、休憩中、終了後に健康観察を行い、生徒の健康状態を把握する。
イ　室内での活動場所は、ドアを広く開けての自然換気と、扇風機等を使用する。
ウ　下校後、用具・器具・ボール・バット・ボールかご等共有したものや、多くの生徒が触れた場所の消毒をする。

３　参加確認書について

２、３年生には本人の参加希望と保護者の承諾を確認するために「部活動参加確認書」の提出を求める。この「確認書」の提出がない生徒は参加を認めない。

１年生は、「仮入部届」の裏面に印刷をして配布する。提出は、仮入部に関しても同様とする。

おおさわがくえん三鷹市立第七中学校

(　　)部における感染防止対策と練習計画

担当教員(　　)

部活動指導員(　　)

1　感染防止対策

〇活動前

・顧問は、 生徒の健康観察等を行うとともに、体調の優れない生徒は参加させない

・更衣場所は時間差で使用したり、互いに距離をとったりするなど、狭い空間での接触を避ける

〇活動中

・顧問は生徒から距離をとって指導するとともに、 簡潔な指示となるよう工夫をする

・長時間の活動は避ける

・準備運動や整理運動はペア等では行わず、 一人で行う。

・集団でのランニング等は避ける

・大きなかけ声などの活動等は避ける

・練習中、 順番を待つ際は、 互いに距離をとる。

・複数人が共有する器具等については、 定期的に消毒する。

・水分補給のための水筒は個人で用意し、 回し飲みはしない。

・ボールや用具を共有した時は、 休憩時間などを利用して随時手洗いを徹底する。

〇活動後

・互いに接近したミーティング等は避ける。

・下校時も密を避ける。

〇その他

・一人一人の意思や体調を確認し活動に参加させる。

・一人一人が、衛生管理に留意する。

2　段階的な練習計画・活動計画

期	段階的な活動
第Ⅰ期(6月22日～7月1日) 【レベル1】	
第Ⅱ期(7月13日～7月20日) 【レベル2】	
第Ⅲ期(7月21日～7月31日) 【レベル3】	

これは、見本です。この計画書は、部活動ごとに作成します。

顧問から配布されます。

おおさわ学園三鷹市立第七中学校
部活動参加確認書

本校では、「部活動再開計画」及び「部活動再開ガイドライン」に基づき、部活動を再開いたします。今後は、新型コロナ・ウィルスとの共存を前提に、新しい生活様式の下で感染防止策を講じながら活動を行うことになります。参加にあたっては、当該部活動の「感染防止対策と練習計画」をご確認いただき、この「部活動参加確認書」を担当教員までご提出ください。
(注)　この「確認書」の提出がない限り、いかなる活動にも参加させることはありません。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿部の

「感染防止対策と練習計画」を確認したうえで、活動への参加をします。

令和２年　　月　　日

(生徒氏名)＿＿＿年　　組　　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(保護者名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿